

一般財団法人さいたま住宅検査センター  
定期報告に係る調査等業務規程

第1章 総則

(適用範囲)

第1条 この定期報告に係る調査等業務規程（以下「規程」という。）は、一般財団法人さいたま住宅検査センター（以下「センター」という。）が、建築基準法（以下「法」という。）

第12条第1項及び第3項に定める定期報告に係る調査及び検査並びに第2項及び第4項に定める点検の実施について、必要な事項を定める。

(調査、検査、点検を行う時間及び休日)

第2条 調査、検査及び点検（以下「調査等」という。）を行う時間は、休日を除き、午前9時30分から午後5時までとする。

2 前項の休日は、次のとおりとする。

- 一 日曜日及び土曜日
- 二 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- 三 12月29日から翌年の1月4日までの日（前号に掲げる日を除く。）
- 四 特にセンターにおいて定めた日

3 第1項の調査等を行う時間及び前項の休日の規定については、緊急を要する場合又は事前にセンターと依頼者との間において調査等の業務を行うための日時の調整が整った場合は、これらの規定によらないことができる。

(事務所の所在地及びその業務区域)

第3条 調査等の業務を行う区域は、埼玉県、東京都（島しょ部を除く）、千葉県、茨城県、栃木県及び群馬県の全域とする。

2 調査等を行う事務所の所在地は、次のとおりとする。

事務所名	所在地
本部	埼玉県さいたま市浦和区岸町七丁目12番3号

第2章 調査等

(調査等を行う対象建築物等の範囲)

第4条 調査等を行う対象建築物の範囲は、特定行政庁の定める特定建築物又は政令の定める特定建築物とする。

2 調査等を行う対象は、次の各号に定めるものとする。

- 一 特定行政庁の定める建築設備であって、前項に掲げる建築物に含まれるもの
- 二 特定行政庁の定める防火設備又は政令の定める防火設備であって、前項に掲げる建築物に含まれるもの

3 前2項のほか、特にセンターの認めるものについては、調査等を行うことができる。

(業務の範囲)

第5条 法第12条第1項及び第3項に定める定期報告に係る調査、検査及びその結果の特定行政庁（特定行政庁の指定する窓口を含む。以下同じ。）への報告代行、並びに第2項及び第4項に定める点検とする。

(依頼者承諾事項)

第6条 依頼者は、以下の内容を承諾の上、依頼するものとする。

- 一 業務の委託 センターは、業務の一部を外部に委託することができる。
- 二 図書の提出 業務遂行上センターの必要とする図書がある場合は、依頼者はこれの写しをセンターに提出するものとする。

(調査等の依頼、引受及び契約)

第7条 依頼者は、センターの定める依頼書にて調査等の依頼を行うものとする。

- 2 前項により依頼を引き受けた場合には、センターは、依頼者に引受書を交付する。この場合、依頼者とセンターは、別に定める業務約款に基づき契約を締結したものとする。

(調査等の実施)

第8条 センターは、調査等の依頼を引き受けたときは、2名以上の職員で実施させるものとし、このうち、依頼に係る建築物等の調査等に必要な資格を有する職員を1名以上あてるものとする。

(報告書の作成、報告)

第9条 センターは、調査等の終了後、速やかに報告書を作成し、依頼者及び特定行政庁（報告代行を引き受けた場合に限る。）に報告する。

(身分証明書の携帯)

第10条 調査等の業務に従事する職員が、対象建築物等又はその敷地に立ち入る場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、必要に応じて関係者に提示しなければならない。

### 第3章 その他の事項

(事前相談)

第11条 センターに調査等を依頼しようとする依頼者は、依頼に先立ち、センターに事前に相談することができる。

(調査・検査の依頼の取下げ)

第12条 依頼者が依頼者の都合により報告書の交付前に調査等の依頼を取下げの場合は、その旨を記載した取下げ届をセンターに提出する。

2 センターは、前項の届があったときは、調査等を中止し、提出された調査等の依頼関係図書を申請者に返却する。

(調査等の手数料)

第 13 条 手数料は、対象建築物等の調査等の依頼内容を踏まえてセンターが決定する。

(手数料の収納)

第 14 条 依頼者は、手数料をセンター指定の金融口座への振込により納入するものとする。

2 前項の振込に要する費用は、依頼者の負担とする。

(手数料の返還)

第 15 条 収納した手数料は返還しない。ただし、センターの責に帰すべき事由により調査等が実施できなかった場合は、この限りでない。

(秘密の保持)

第 16 条 センターの役員及びその職員（外部の委託者を含む。）並びにこれらの者であった者は、調査等に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

(帳簿及び書類の保存)

第 17 条 帳簿及び依頼書等の保存にあたっては、調査等に関して知り得た個人情報等の適切な管理のために必要な措置を講ずる。

(帳簿及び書類の保存期間)

第 18 条 帳簿及び書類の保存期間は、次の各号に掲げる文書の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- 一 帳簿：センターが調査等業務の全部を廃止するまで
- 二 書類（調査等の図書及び報告書の写し）：報告書を発行した日から 6 年後の年度末まで保存する。

附則

この規程は、2020 年（令和 2 年）4 月 1 日から施行する。